

京丹後市 避難所・避難場所一覧（丹後町版）

平成31年3月 改訂



◎指定緊急避難場所（風水害） 緊急

台風、大雨災害から緊急に逃れるため、市が開設する避難所です。

お住まいの地域	施設の名称	住所
間人、豊栄、竹野	丹後市民局	丹後町間人 1780
間人	丹後小学校（体育館）※1	丹後町間人 2691
	砂方集落センター	丹後町間人 4662-1
豊栄	三宅生活改善センター	丹後町三宅 23-1
	是安センター	丹後町是安 12-2
	豊栄体育館 ※2	丹後町成願寺 1727
竹野	竹野集会所	丹後町竹野 1026
	此代公民館	丹後町此代 1340
上宇川	平住民センター	丹後町平 523-1
上宇川、下宇川	宇川小学校（体育館）	丹後町上野 120
下宇川	久僧公民館	丹後町久僧 1052-1

◎指定緊急避難場所（地震） 緊急

地震災害から緊急に逃れるため、市が開設する避難所です。



お住まいの地域	施設の名称	住所
間人、豊栄、竹野	丹後市民局	丹後町間人 1780
	丹後中学校（体育館）	丹後町間人 320
間人	砂方集落センター	丹後町間人 4662-1
	丹後小学校（体育館）※1	丹後町間人 2691
豊栄	三宅生活改善センター	丹後町三宅 23-1
	是安センター	丹後町是安 12-2
	豊栄体育館 ※2	丹後町成願寺 1727
竹野	竹野集会所	丹後町竹野 1026
上宇川	平住民センター	丹後町平 523-1
上宇川、下宇川	宇川小学校（体育館）	丹後町上野 120
	宇川体育館	丹後町上野 105-1
下宇川	久僧公民館	丹後町久僧 1052-1

◎指定緊急避難場所（津波） 緊急

津波が発生した時の一時的な避難場所です。

お住まいの地域	施設の名称	住所
間人、豊栄、竹野	丹後市民局	丹後町間人 1780
	豊栄山村広場	丹後町大山 8
間人	砂方集落センター	丹後町間人 4662-1
	丹後小学校（グラウンド）※1	丹後町間人 2691
豊栄	是安センター	丹後町是安 12-2
	宝蔵寺	丹後町岩木 935
	丹生神社	丹後町岩木 928-1
竹野	竹野体育館	丹後町竹野 564
上宇川	常德寺	丹後町平 782
	妙源寺	丹後町平 740
上宇川、下宇川	宇川小学校（グラウンド）	丹後町上野 120
	宇川体育館	丹後町上野 105-1
	六神社	丹後町上野
下宇川	子どもの広場	丹後町久僧 589-2
	久僧公民館	丹後町久僧 1052-1
	万福寺	丹後町袖志 620

【注：津波については、その施設のグラウンド等の屋外を避難場所とします。】

◎指定緊急避難場所（大規模な火災） 緊急

大規模な火災が発生した時の一時的な避難場所です。

お住まいの地域	施設の名称	住所
間人、豊栄、竹野	丹後中学校（グラウンド）	丹後町間人 320
間人	丹後小学校（グラウンド）※1	丹後町間人 2691
豊栄	豊栄グラウンド ※2	丹後町成願寺 1727
竹野	竹野グラウンド	丹後町竹野 564
上宇川、下宇川	宇川小学校（グラウンド）	丹後町上野 120
	宇川グラウンド	丹後町上野 105-1

◎福祉避難所 緊急

避難に特段の配慮が必要な避難者の優先的な避難所です。

施設の名称	住所
丹後市民局	丹後町間人 1780
平住民センター	丹後町平 523-1



◎地区避難所 緊急

地域の状況により、地元自治会などが開設する自主避難所です。（大規模な火災は想定していません。）

施設の名称	住所	風水害	地震	津波
古間区民センター	丹後町間人 3259	○	○	○
吉永生活改善センター	丹後町吉永 377-1	○	×	○
宮公会堂	丹後町宮 232	○	○	○
井谷集会所	丹後町井谷 186	○	○	○
中浜区民会館	丹後町中浜 816	○	○	×
久僧公民館	丹後町久僧 1052-1	○	×	○
上野区民会館	丹後町上野 402-1	○	○	○
尾和会館	丹後町尾和 395-2	○	○	○

◎指定避難所 2次

災害の危険性がなくなるまでの一定期間滞在するため、市が開設する避難所です。

施設の名称	住所
丹後中学校	丹後町間人 320
丹後小学校 ※1	丹後町間人 2691
竹野体育館	丹後町竹野 564
豊栄体育館 ※2	丹後町成願寺 1727
宇川小学校	丹後町上野 120
宇川体育館	丹後町上野 105-1



※1 丹後小学校は、間人小学校の平成31年4月1日からの名称です。

※2 豊栄体育館と豊栄グラウンドは、豊栄小学校の平成31年4月1日からの名称です。

※注意事項

- 自宅からの避難経路等を確認し、安全に避難できる場所を選んでください。
- 大雨により浸水等が発生し、屋外に出ることがかえって危険な場合は、屋内のできるだけ高い場所（2階等）へ避難する「垂直避難」も有効です。

お問い合わせ先



京丹後市

総務部総務課

TEL : 69-0140 / FAX : 69-0901

京丹後市峰山町杉谷 8 8 9 番地

市長公室丹後市民局

TEL : 69-0714 / FAX : 75-2160

京丹後市丹後町間人 1 7 8 0 番地

（平成31年3月1日）

災害が起きたら「指定緊急避難場所」へ

災害の危険から緊急に逃れるための場所です

災害が起きたとき、または、災害の危険性が高まったとき、まず逃げる先は、風水害、地震、津波など災害の種類ごとにあらかじめ指定された「指定緊急避難場所」です。

まず、「指定緊急避難場所」に逃げて、自分の命を守ってください。

①大雨・台風など・・・



危険になる前の早期の避難

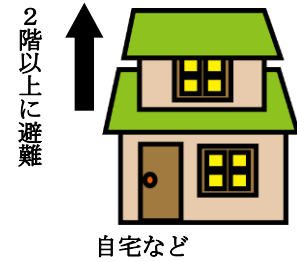
基本姿勢は、

避難所まで避難できる時

避難所まで避難できない時



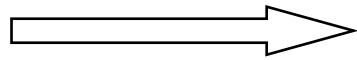
指定緊急避難場所
(風水害)



2階以上に避難

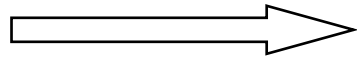
自宅など

②地震・・・



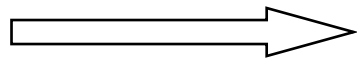
指定緊急避難場所
(地震)

③地震などによる津波・・・



指定緊急避難場所
(津波)

④地震などによる火災・・・



指定緊急避難場所
(大規模な火災)

地域の状況により開設する「地区避難所」

地元自治会などが開設・運営する避難所です

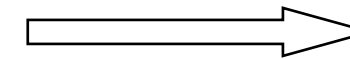
地域の状況により、区などが開設する避難所です。

地区により開設時期が異なりますので、区若しくは市に確認してください。

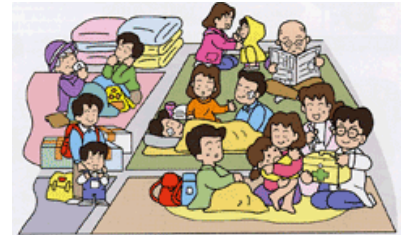
被災した方が生活をするための「指定避難所」

被災者が避難のために必要な間、滞在するための避難所です

災害の危険性があり避難した住民等が災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在する、または、災害により家に戻れなくなった住民等が一時的に滞在する避難所です。



指定避難所



「福祉避難所」

要配慮の方が避難していただくための避難所です

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等が、緊急避難または避難生活において、何らかの特別な配慮を必要とする人を優先的に受け入れる避難所です。

災害状況により、避難する避難先が異なります。

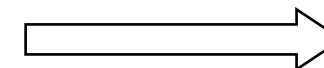
まず、命を守るために

指定緊急避難場所

地区避難所

福祉避難所

被災状況により、
避難生活が必要になったとき



指定避難所